

2 大田 勤 議員



- 1 北電、自ら定め、事業者自らが行う泊発電所の使用前事業者検査への変更では原発の安全は守れない
- 2 これで守れるのか 医療従事者感染予防対策事業
- 3 「飼養衛生管理基準」の改定は酪農農民に大きな不安と負担増に
- 4 コロナ対策で新しい生活様式が求められる学校運営では小中一貫義務教育学校は危険

1 北電、自ら定め、事業者自らが行う泊発電所の使用前事業者検査への変更では原発の安全は守れない

2020年5月29日、本日当社は、泊発電所原子炉施設保安規定の変更認可を原子力規制委員会に申請しましたとのプレスリリースが出された。

保安規定は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、泊発電所原子炉施設の運転に関し、保安のために遵守する事項を自ら定め原子力規制委員会の認可を受けるものです。保安規定の変更認可はどのような時、また、状況から申請するものか。

今回の保安規定変更でどのように変わるのか。

現行の保守管理を施設管理に改め、設計管理や作業管理に係る事項も含めて保安規定で明確化するとともに、従来、国が実施してきた使用前検査が、事業者自らが行う使用前事業者検査に変更になったことから、検査の実施に係る事項を規定するとしている。

国が実施してきた使用前検査が、事業者自らが行う使用前事業者検査に変更とはどのような事か。具体的に。

原子炉等の検査を事業者任せにするのは、事故防止のための国の責任を放棄することに繋がるのではありませんか。

品質管理基準規則を北電の品質保証活動に反映するとして、施設の安全確保との理由で、事業者自ら検査を行うよう義務づけ、国は事業者が行った検査をチェック、その結果に基づいて総合的な評価をするものです。

原発の再稼働に前のめりになっている北海道電力に検査の責任を持たせることなど許されることではありません。町長の所見を求めます。

保安規定は、泊発電所原子炉施設の運転に関し、保安のために遵守する事項を自ら定め原子力規制委員会の認可を受けるものです。

令和2年5月13日に開催された原子力規制委員会において、31年間大気中に放出している放射性物質の量を実際より半分少なく国や地元自治体に報告していたとして保安規定違反、監視とされた。

保安規定違反に対する処分には何種類あり、監視はどのような内容になるのか。再稼働をめざす泊原発3号機で、非常用ディーゼル発電機1台の配線が2009年の運転開始時から9年間、正しく接続されず、起動しない恐れがあったと、違反2とした。北電によると今まで違反2、2回、監視7回とした。

安全協定第11条第1項各号に定める事項以外の事項で、区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで北電が対象事項とし通報連絡したものはそれぞれ何件あるのか。

重大事故につながる恐れがある事象に対して規制委員会の保安規定評価は、監視としたが、原発の危機管理に詳しい広瀬弘忠東京女子大名誉教授は、規制委側も、個々の事象を違反認定して終わるのではなく、違反が9回も続いていることについて何らかの警告を発するべき、と注文を付けたと報道されている。

事業者自らが検査を行い、規制委は事業者が行った検査をチェック、その結果に基づいて総合的な評価をするだけでは規制委に対する不信感がますます募るのではないのか。

こうした規制委の事故に対する評価や北電自らが保安のために遵守すべき事項を自ら定めるからこうした安全管理能力に欠けると言われる事象が発生するのではないのか。

保安規定の変更認可申請は、原子力発電所等の検査を事業者任せにし国の責任を放棄するもので許されない。

発電所敷地内の活断層を否定できず、防潮堤対策や防波堤の影響評価など安全対策も進まず、自ら決めた保安規定も守れない泊発電所の早期再稼働など論外です。町長の所見を求めます。

【答 弁】

町 長：

北電、自ら定め、事業者自らが行う泊発電所の使用前事業者検査への変更では原発の安全は守れないについて、9項目のご質問であります。

1項めは、保安規定の変更認可はどのような時、また、状況から申請するものかについてであります。

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第2項の規定に基づき、発電用原子炉の運転期間及び、発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合に、保安規定の変更認可を申請しなければならないものであります。

2項めは、今回の保安規定変更でどのように変わるのかについてであります。

令和2年5月29日、北電が原子力規制委員会に申請した保安規定の変更につきましては、原子炉等規制法の改正により、事業者が行う活動全般に対する監視、評価の仕組みが強化される新たな検査制度の導入に伴い、保安規定の関連条文の変更及び、新規条文の追加等を行うものであります。

この変更により、令和2年4月から運用されている新たな検査制度では、事業者が原子力施設の安全確保に関して一義的責任を負っていることを明確化した上で、原子力規制庁は、独立した立場で、事業者の全ての安全活動を監視できるようになり、検査は原子力規制検査に一本化されるなど、より注視して検査が行われることで、事業者の改善活動を促す効果が図られるものと認識しております。

3項めの、国が実施してきた使用前検査が、事業者自らが行う使用前事業者検査に変更とはどのような事か、具体的に、についてと、4項めの、原子炉等の検査を事業者任せにするのは、事故防止のための国の責任を放棄することに繋がるのではありませんかにつきましては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

これまでの使用前検査は、原子力規制庁において設備が規制要求どおりに造られているかを、使用する前に規制側が確認し、合否を判定する受動的な検査でありましたが、今後の使用前事業者検査は、事業者が主体となり、安全確保に関する一義的責任を負って能動的に検査を実施することになります。

これにより、事業者自らの気付きと、規制機関の気付きの双方が、改善活動の契機となり、結果として、更なる安全性の向上が期待されるものとして、国は検査制度の運用を変更したものであります。したがって、町といたしましては、原子炉等の検査を事業者任せにし、国の責任を放棄することに繋がるとの認識はありません。

5項めの、原発の再稼働に前のめりになっている北海道電力に検査の責任を持たせることなど許されることではありません、所見を求める、についてと、8項めの、事業者自らが検査を行い規制委は事業者が行った検査をチェック、その結果に基づいて総合的な評価をするだけでは規制委に対する不信感がますます募るのではないのか、こうした規制委の事故に対する評価や北電自らが保安のために遵守すべき事項を自ら定めるから、こうした安全管理能力に欠けると言われる事象が発生するのではないのかにつきましては、関連がありますので併せてお答えいたします。

新たな検査制度による原子力規制検査には、これまでのように決められた時期がなく、原子力規制庁は、いつでも検査ができ、必要とする情報に自由にアクセスできる仕組みになっており、事業者の全ての保安活動が監視され、更には、検査の重点や指摘事項の評価に、過去のトラブル事例などの情報が活用さ

れることにより、リスクが高まる部分や安全上重要な部分に注力されるメリハリの付いた、効果的な検査になると言われております。

また、北電としても新検査制度にしっかりと対応し、自律的な安全性向上を図る取り組みを追求することで、更なる泊発電所の安全性が確保されるものと、町として受け止めているところであります。

6項めは、保安規定違反に対する処分には何種類あり、監視はどのような内容になるのかについてであります。

令和元年度までの保安規定違反の判定区分は、違反1、違反2、違反3及び監視の4区分であり、監視に該当した場合には、原子力規制庁の担当管理官が、保安規定の遵守状況の検査結果を四半期ごとに原子力規制委員会に報告するとともに、担当管理官は、その後の検査において事業者の行う改善措置の状況を監視することになります。

7項めは、安全協定第11条第1項各号に定める事項以外の事項で、区分Ⅰ、Ⅱ、Ⅲで北電が対象事項とし通報連絡したものはそれぞれ何件あるのか、についてであります。

泊発電所に関する通報連絡及び公表の取扱いについてに定める、安全協定第11条第1項各号に定める事項以外の事項として、本町に通報連絡のあった対象事項の区分ごとの件数につきましては、区分Ⅰが14件、区分Ⅱが53件、区分Ⅲが1件であります。

9項めは、発電所敷地内の活断層を否定できず、防潮堤対策や防波堤の影響評価など安全対策も進まず、自ら決めた保安規定も守れない泊発電所の早期再稼働など論外です、所見を求める、についてであります。

原子力発電所は何よりも安全性の確保が最も優先されるべきものであり、泊発電所において安全性に係わる不適切な事象が頻発していることは、誠に遺憾であります。

北電においては、こうした事態を重く受け止め、再発防止対策の徹底に努め、泊発電所の運営や安全対策に万全を期すよう、町として、引き続き強く求めてまいります。

いずれにいたしましても、泊発電所の再稼働につきましては、原子力規制委員会による厳正な審査を踏まえ、安全性を最優先に、エネルギー政策上の必要性などを考慮し、国において適切に判断されるべきものと考えております。

< 再 質 問 >

安全協定 1 1 条 1 項以外の報告件数が 6 8 件も報告されています。また、町は再稼働については、国において適切に判断と考えていると示しました。

しかし、北電のプレスリリース泊発電所原子炉施設保安規定の変更認可申請等については、保安規定変更の概要として、新たな検査制度導入における保安活動の明文化、事業者が行う活動のうち、これまで社内規程に定め活動していたものの一部を保安規定で明確にし、保安活動を網羅的に記載するとしました。その中で、運転管理や燃料管理、放射性廃棄物の管理、放射線管理等が挙げられています。

放射性廃棄物では、放射性希ガス、放射性ヨウ素、粒子状物質、トリチウム気体状などが公表されてきました。

しかし、ヨウ素やトリチウムなどの放射性物質の大気中への放出量を 3 1 年間にわたり間違えて算定していたと発表しています。実際の放出量より少ない数値を国や道、周辺自治体に報告しています。

泊発電所の大気中および海中に放出する放出実績値の公表数値は信憑性に欠けます。

従来、国が実施していた使用前検査が、事業者自らが行う使用前事業者検査に変更は事故防止のための国の責任を放棄することになります。

原発の危機管理に詳しい広瀬弘忠東京女子大名誉教授、災害リスク学は、放射性物質の正確な放出量を把握できないまま原発を稼働していたという恐ろしい話だと。北電は危険な物質を排出しているという認識に欠けていると指摘しています。

自ら決めた保安規定も守れない泊発電所の早期再稼働など認められません。
再度答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

自ら決めた保安規定も守れない泊発電所の早期再稼働など認められない、についてであります。

原子力発電所は何よりも安全性の確保が最も優先されるべきものであり、泊発電所において安全性に係わる不適切な事象が頻発していることは、誠に遺憾であります。

町としては北電に対し、こうした事態を重く受け止め、再発防止対策の徹底に努めるとともに、新検査制度にしっかりと対応し、自律的な安全性向上を図る取り組みを追求しながら、さらに泊発電所の運営や安全対策に万全を期すよう、引き続き、強く求めてまいります。

いずれにいたしましても、泊発電所の再稼働につきましては、原子力規制委員会による厳正な審査を踏まえ、安全性を最優先に、エネルギー政策上の必要性などを考慮し、国において適切に判断されるべきものと考えております。

＜再々質問＞

残余の問題は、然るべき委員会の中で取り上げていきたいと考えております。

※再々質問については、意見のため、町長答弁はしておりません。

2 これで見られるのか 医療従事者感染予防対策事業

国の緊急事態宣言が解除され、北海道における緊急事態措置も札幌市との往来には慎重な対応を求めるなど外出自粛への協力依頼はあるが、休業要請は6月1日午前0時をもって全て解除された。

今後は、感染拡大防止と社会経済活動を両立させる時期に入ったことから、国が示す新たな生活様式の定着と新北海道スタイルの構築を支援する取り組みを推進する。

また、今秋以降の感染流行も懸念されることから、これに備えた教育、医療、介護、福祉などの対策を強化するとして岩内町新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策を打ち出した。

岩内町新型コロナウイルス感染症に関する現在までの医療、介護などへの緊急対策は。

今定例会に予算が計上された医療従事者感染防止対策事業の内容は、地域医療を確保するため、岩内古宇郡医師会、後志歯科医師会岩内分区会、岩内協会病院の医療従事者を対象に医療従事者の感染防止対策に必要な物品購入に対し補助をするとして150万円を計上しているがその内訳は。

岩内古宇郡医師会、歯科医師会、岩内協会病院の構成人数は。

医療従事者等はそれぞれ何名と把握しているのか。

医療機関の経営は厳しいとの認識ですが、今回は歯科医院について伺います。新型コロナ感染の拡大で歯科患者数は7割減少したと北海道保険医新聞に報じられている。

また、厚労省は飛沫感染等防止の観点から歯科医療機関に対し感染拡大対策として緊急性のない治療の延期や応急処置にとどめることも考慮するよう通知を出している。

国の受診抑制要請に対して、歯科治療に不要不急のものはない。噛み合わせや予防歯科が全身疾患にどれだけ効果的か。やらなくていい治療なんてのは無い、との声も寄せられている。町内の歯科医院の患者数はどのように変化しているのか。また、新型コロナで受診の抑制が進んでいるのか。

通知では歯科診療実施上の留意点について新型コロナウイルスは、飛沫感染が主体と考えられており、標準予防策に加え、接触感染予防策、飛沫感染予防策が必要であるとした。

医療衛生材料の備蓄状況で6割がマスクの不足、アルコールなどの消毒薬で7割近くが不足としているが町の歯科医院の現状は。

感染防止対策事業ではどのような対策を考えているのか。

日本歯科医師会などが取り組んでいる8020運動は80歳になっても20本以上の歯を残し、健康的な生活を維持してもらおうという活動です。8020運動を達成することは本人の健康だけでなく、医療費や介護費用の削減にも貢献する大切な事業です。そのためにも歯科医院で定期的なメンテナンスを行うことが大切です。

定期的な受診が必要な患者には受診控えをしないよう啓発が必要ではないのか。

標準予防策、接触感染予防策、飛沫感染予防策にマスク、ゴーグル、消毒液などの提供ができるよう、町が責任をもって確保することや、少なくとも、歯科医療については、国が、緊急性がないと考えられる治療については延期を要請しており、これに伴う歯科医院の減収赤字が発生しないよう補填等が求められるのではないのか。こうした対応が行われているのか。

【答 弁】

町 長：

これで守れるのか、医療従事者感染予防対策事業について、7項目のご質問であります。

1項めは、新型コロナウイルス感染症に関する現在までの医療、介護などへの緊急対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、国や北海道から、外出や営業の自粛のほか、新たな生活様式の実践など、様々な取り組みを要請される中、岩内町におきましては、医療、介護に関する緊急対策として、全町民に1人10枚のマスクを配布したほか、7千8百枚のマスクや消毒液、フェイスシールドを、4月下旬から順次、町内の医療機関、歯科医院、高齢者や児童等の福祉施設などに優先的かつ重点的に配布したところであります。

これらの機関等におかれては、職員や利用者等の手指消毒や飛沫防止対策に活用していただいたと伺っております。

また、医療機関や社会福祉施設において、業務用で契約している上下水道料金についても、5月・6月分の免除をしているところであります。

2項めは、医療従事者感染防止対策事業に係る補正予算、150万円の内訳についてであります。

本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、医療従事者が使用するゴーグルや医療用マスク、フェイスシールド、手袋、長袖ガウン防護服、消毒液、非接触型体温計などの購入に要する経費に対し、1申請者当たり50万円を上限として三者に補助金を交付するものであります。

3項めは、岩内古宇郡医師会、後志歯科医師会岩内分区会、岩内協会病院の構成人数及び医療従事者数についてであります。

各団体等の構成員数としては、岩内古宇郡医師会が、岩内協会病院を含め14機関、後志歯科医師会岩内分区会が、15機関であります。

次に、町が把握している町内の医療従事者数については、岩内古宇郡医師会傘下の医療従事者数は岩内協会病院を除き85人、後志歯科医師会岩内分区会傘下の歯科医療従事者数が27人であります。

また、岩内協会病院の医療従事者数は、外部委託の警備員や清掃員、調理員を除き、6月1日現在で179名とのことであります。

4項めの、町内の歯科医院の患者数はどのように変化し、また、受診の抑制は進んでいるかについてと、6項めの、定期的な受診が必要な患者には受診控えをしないよう啓発が必要ではないかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

町内の歯科医院に確認したところ、緊急事態宣言中は定期受診を控える患者が多く、受診者数が落ち込んだものの、解除後には回復した医院がある一方、回復せずに減少傾向のままの医院もあるとのことであります。

また、令和2年4月6日付けで、厚生労働省医政局が発出した院内感染対策においては、感染リスクを減らすため、歯科医師の判断により治療を応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療の延期も考慮するよう求めています。その対応は歯科医師による治療現場での判断を前提としていることから、町として受診を啓発するという性質のものではありません。

5項めは、医療衛生材料の備蓄に関し、町の歯科医院の現状と、感染防止対策事業における対策についてであります。

町内の歯科医院における医療衛生材料の備蓄状況としては、マスクや手袋などは一定数を確保できているものの、口腔用消毒エタノールについては、非常

に厳しい状況にあると伺っております。

また、感染防止対策事業につきましては、歯科診療においては、唾液等の体液の接触や、歯の切削等によるウイルスの飛散などの可能性があるため、患者の発熱や咳など呼吸器症状の確認、診療室の定期的な換気とともに、手指消毒の徹底や、手袋、マスク、エプロン、ゴーグル、フェイスシールドなど、眼、鼻、口を覆う防護具の装着が重要であることから、町としましても医療従事者に対し、感染予防の整備対策を講じるものであります。

7項めは、国による緊急性がない治療の延期要請に伴う、歯科医院の減収補填等についてであります。目に見えない新型コロナウイルス感染症と日々向き合う医療従事者に対しまして、少しでも負担の軽減につながればとの思いから、この度の定例会において感染防止対策事業の補正予算を上程したところであります。

なお、歯科医院の減収補填につきましては、国や都道府県レベルの対応が求められるものと考えております。

< 再 質 問 >

1 事業者当たり50万円を上限に補助金を交付する。その事業者は医師会で85名。歯科医師会で27名。協会病院で179名。医療従事者は291名です。住民を守るための従事者への対応をもう少し考えるべきではないのですか。

町として、受診の啓蒙をすると言う性質のものではないとしました。生涯にわたり自分の歯を20本以上保つことで、健全な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごそうと厚生労働省により提唱・推進されている運動、8020運動。4月に行われた診療報酬改定では、今まで自費診療だった予防歯科を保険収載するということが発表がされた。

予防的な治療は、これまでずっと国民健康保険の適用外とされ、10割の自費負担でした。診療報酬改定で患者・国民にとって身近であって、安心、安全で質の高い医療の実現として、歯科患者の継続管理の推進、歯周病重症化予防治療の新設、地域との連携を含む他職種連携の取り組みの強化では、地域包括ケアシステムの推進のための取り組みとして、口腔疾患の重症化予防、口腔機能低下への対応の充実、生活の質に配慮した歯科医療の推進などの改定が行われ予防歯科が保険の適用となりました。

町はこうした予防歯科診療が保険対象になったことで、身体的機能や認知機能の低下対策として住民周知・啓発することが必要ではないのですか。

【答 弁】

町 長：

町による医療従事者感染予防対策事業に関する2項目のご質問であります。

1項めは、住民を守るため、医療従事者への対応をもう少し考えるべきではないのか、についてであります。

町といたしましては、目に見えない新型コロナウイルス感染症と日々向き合う医療従事者に対しまして、少しでも負担の軽減につながればとの思いから、感染予防対策事業を実施したいとするものであります。

2項めは、身体的機能や認知機能の低下対策として、予防歯科受診に関する啓発が必要ではないのか、についてであります。

現在、町においては、後期高齢者の口腔衛生の向上を図るため、後志歯科医師会と契約を締結し、予防に向けた歯科健診を実施しているところであり、引き続き、この事業に関する広報・周知を実施してまいります。

3 「飼養衛生管理基準」の改定は酪農農民に大きな不安と負担増に

飼養衛生管理基準の改定が畜産農民の中に大きな不安を広げています。

平成30年町の事務に関する説明書で町営草地管理事業に163万7千円が計上されている。利用期間は5月9日から10月30日までの175日間。利用頭数、延頭数700頭が酪農組合に委託。今年度も163万8千円が計上されている。

岩内町でも年間700頭が牛舎の外で放牧されている。

飼養衛生管理基準の改定は、農林水産大臣が指定した地域内での放牧場や運動場、パドックでの飼育を禁止、加えて畜舎の整備を義務付けるものですが、なぜ、今、改定されたのか。

放牧中止規定は、豚・いのしし、牛・水牛・鹿・めん羊・山羊、鶏その他家きん、馬の4基準で行われようとしているが、4基準全てを放牧中止とするのか。

こうした改定に対し町の酪農家への影響とその対策は検討されていたのか。

家畜伝染病の拡大と放牧の因果関係について科学的な証明はあるのか。

飼養衛生管理基準の放牧制限の準備では、放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を飼養できる畜舎の確保又は出荷若しくは移動のための準備処置を講ずることが盛り込まれている。5月13日から6月11日の日程で、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令に関するパブリックコメントの募集が行われ、6月12日の部会では、パブコメなどの意見を踏まえ放牧中止規定を削除、畜舎の設置も給仕場所での防鳥ネットの設置や避難用の簡易な設備に変更された。

町としてパブコメには意見を寄せたのか。

基準の改定が当初の改定案のとおり行われた場合、町の町営草地管理事業にどのような対応が求められることになったのか。

放牧による効果について、2016年10月28日全国農業新聞に北海道の集約放牧酪農が紹介され、同牧場の一頭当たりの年間搾乳量は約6千キロで道平均の3分の2だが、所得率は大きく上回る。農水省の試算によると、夏場の6か月の放牧で、舎飼いに比べて約2割、1頭当たり16万円のコスト低減効果がある、と放牧による効果が伝えられている。

放牧によるこうした効果を町としてどのように受け止めるのか。また、町営草地における効果は。

牛が健康になって衛生費が減少、牛の供用年数が伸び繁殖率も高まる。飼料代も大幅に削減できて経営コストが低減。給餌や畜舎清掃などの省力効果も大きい。草地の管理も、採草だけなら5年ごとに必要な草地の更新が、放牧・採草を繰り返すことで不要と紹介されている。年間700頭への効果や評価は。

農民などとの十分な議論や科学的根拠の証明もなく拙速に放牧の中止を求める飼養衛生管理基準の改定は今後も許されません。酪農農民の生活を守り意見を聞くなど町として国や道などしかるべき所に声を伝えていくべきではありませんか。

【答 弁】
町 長：

飼養衛生管理基準の改定は酪農農民に大きな不安と負担増に、について、9項目のご質問であります。

1項めは、飼養衛生管理基準の改定は、農林水産大臣が指定した地域内での放牧場や運動場、パドックでの飼育を禁止、加えて畜舎の整備を義務付けるものですが、なぜ、今、改定されたのかについてであります。

飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関し最低限守るべき基準を定め、その遵守を義務付けているものであります。2018年9月の豚コレラ発生以降、国においては農林水産省豚コレラ現地対策本部を設置するなど、対策を強化してきましたが、これまでに感染終息の兆しが見られないことから、本年3月に飼養衛生管理基準、豚・いのししの改正、そして4月には家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、いずれも7月1日から施行されるというものであります。

2項めは、放牧中止規定は、豚・いのしし、牛・水牛・鹿・めん羊・山羊、鶏その他家きん、馬の4基準で行われようとしているが、4基準全てを放牧中止とするのかについてであります。

このたびの基準の改正により、放牧中止の規制は削除されるものと伺っております。

3項めは、こうした改定に対し、町の酪農家への影響とその対策は検討されていたのかについてであります。

町といたしましては、このたびの飼養衛生管理基準の改定にあたり、規制内容に関する推移について注視してきたところでありますが、具体的な対策には至っておりませんが、仮に、放牧中止の規制があった場合には、酪農家への影響として、家畜を飼養できる畜舎の確保または出荷もしくは移動のための準備措置を行うために、畜産関係施設等の整備費用の負担が生じる可能性が考えられるところであります。

4項めは、家畜伝染病の拡大と放牧の因果関係について科学的な証明はあるのかについてであります。

放牧との因果関係に関する科学的な証明等の情報につきましては、現時点において、国からは示されておりません。

5項めは、町としてパブコメには意見を寄せたのかについてであります。

町では、家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令に関するパブリックコメントへの意見は提出しておりません。

6項めは、基準の改定が当初の改定案のとおり行われた場合、町の町営草地管理事業にどのような対応が求められることになったのかについてであります。

仮に、基準の改定が当初の改定案のとおり行われた場合においては、万一、伝染性疾病が発生し、農林水産大臣が指定した地域となった場合には、町営草地を閉鎖することになるものと想定されますので、放牧していた乳牛を酪農家のもとに戻すことなどが考えられます。

7項めの、放牧によるこうした効果を町としてはどのように受け止めるのか。また、町営草地における効果はについてと、8項めの、年間700頭への効果や評価は、については関連がありますので、併せてお答えいたします。

育成期の放牧は、広く傾斜のある草地を歩き回ることから強靱な筋肉、しっかりとした骨格の発達、心肺機能の亢進など運動機能が高まることや、菜食により消化器、呼吸器関連の罹患率が低くなるなどの抗病性を高める効果があると伺っております。

また、町内の酪農家においては、それぞれが広大な牧草地を所有し、放牧を行っておりますが、町営草地管理業務を酪農組合が受託していることから、町営草地管理の都合上、委託期間中、仔牛4頭を町営草地に放牧しております。

いずれも町内の酪農家からは、強健性が高まり、成牛の耐用年数の増加や、乳生産量の増加に結びついていると伺っております。

9項めは、農民などとの十分な議論や科学的根拠の証明もなく拙速に放牧の中止を求める飼養衛生管理基準の改定は今後も許されません。酪農農民の生活を守り意見を聞くなど、町として国や道などしかるべき所に声を伝えていくべきではありませんかについてであります。

町内の酪農家は、JAきょうわの組合員で、組織の母体となるJAグループは、各分野の専門家を擁している全国的な大規模組織であり、組合員の営農と生活を守るため、国や道に対しても、常に専門的意見を具申していると伺っております。

町の責務は、家畜伝染病予防法において、国および道の施策に協力して、家畜の伝染性疾病の発生予防や、まん延の防止に努めることとされておりますので、今後においてもこれまでどおり酪農家との情報共有を図りながら、必要な意見については、申し述べてまいります。

< 再 質 問 >

町営草地管理事業は町の事業です。町としてパブコメに意見は提出していませんでしたが、基準が改定された場合、酪農農家の負担は多大なものです。酪農農家の意見や要望を聞いて、町としてパブコメ対応をするべきではなかったのですか。農民の意見は聞いたのですか。

町営草地を閉鎖するとしました。飼養衛生管理基準に対する情報をしっかり取り入れ、農民のために対応を考えなければなりません。

16日、農林水産省の、農林水産委員会で、しっかりした野生動物対策をしていただければ放牧を継続する案でおはかりをしている、と農林水産省新井ゆたか消費・安全局長が紙智子議員の質問に答えています。

町もこうした対策をとり、放牧中止の撤回を求めることが酪農農家の経営を守ることになるのではないのか。答弁を求めます。

【答 弁】

町 長：

飼養衛生管理基準の改定は酪農農民に大きな不安と負担増に、について2項目のご質問であります。

1項めは、酪農農民の意見や要望を聞いて、町としてパブリックコメント対応をすべきではなかったのか、についてであります。

パブリックコメントにあたりましては、町内の酪農家に対しては、JAきょうわかからの情報提供がされており、直接的な影響が見られないものと伺っていたことから、町として意見を提出しなかったものであります。

2項めは、放牧中止の撤回を求めることが酪農家の経営を守ることでないのか、についてであります。

町といたしましては、今後において改正予定となっている飼養衛生管理基準の規制内容に関する推移について注視し、酪農家の経営を守るため、必要な意見について申し述べてまいります。

4 コロナ対策で新しい生活様式が求められる学校運営では小中一貫義務教育学校は危険

令和2年2月27日、安倍総理は、総理大臣官邸で第15回新型コロナウイルス感染症対策本部を開催し、明日から道内全ての公立小中学校が休校に入ります。子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、来週3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請する、と述べた。

学年の締めくくりの時期と新しい学年のスタートの時期を含む長期休業は、子供たちに計り知れない影響を与えた。こうした要請を受けて教育委員会はそのような検討を行い臨時休業の対応をとったのか。

小中学校の休校を管轄する市町村教育委員会、地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、学校の休校は原則として同法に基づき、教育委員会が決定し、その予算執行は各自治体の首長が行うもので一切の権限を有するものとしている。

今回の安倍総理の臨時休業要請は、何の法的根拠もない越権行為となるのではありませんか。

教育委員会が要請を受けて小中学校の休業を受け入れた根拠となるものは。

今定例会に議件として提案された報告第1号学校ICT環境整備事業は、更なる学校休校に備え、各家庭と学校を結ぶ学習環境を整備するため、タブレットとウェブカメラの購入を専決処分し、さらに、学校内の高速大容量の通信ネットワーク環境を整備するための補正予算を提出していますが、事業内容と、こうした機器を活用してどのような教育を取り組んでいくのか。

平成29年3月に小学校及び中学校の新学習指導要領では各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどのICT環境を整備し、これらを適切に活用した学習活動の充実に配慮することを新たに明記し、新小学校学習指導要領では、コンピュータでの文字入力など情報手段の基本的な操作を習得する学習活動を充実すると明記しています。

新型コロナで学校の休業により登校できない子供たちがオンラインにより、まず子供と学校・教員がつながることは重要です。しかし、子供たちの成長、発達にとって仲間との触れ合い、考え合いながら獲得する共同の学びは欠かせません。

ICT環境を整備し新小学校学習指導要領などに沿って取り組む授業が、オンラインでの家庭学習を前提にした教育課程の編成では、多くの子ども達を切り捨てることにつながるのではありませんか。

子供たちが安心して活用できるよう、丁寧な条件整備が必要です。全ての子ども達に豊かな学びを保障するために有効なICTの活用方法の追求が必要と思うがいかがですか。

今後、長期間にわたる感染症対策が求められることになりましたが、学校における安全な環境を整える対策はどのような事を考えていますか。

保健室の対応マニュアルの作成、発熱等感染が疑われる子ども達を待機隔離する場所の確保は。

教職員への感染を防ぐ手立てを確立することが必要です。職員室での3つの密を防ぐ手立てとして可能な限り教職員の在宅勤務、テレワーク、自宅での研修が可能となるよう体制を確立することが求められるのではないのか。

家計収入急減家庭に対し就学援助等の認定を年度途中でも柔軟に対応するなどの援助はとられているのか。

臨時休業による教育課程編成が行われますが、不足分の時数回復のため機械的に授業の詰め込みが行われる恐れがありますが、どのような教育課程の編成を考えていますか。

6月10日の衆院予算委員会で安倍総理は、臨時休業の長期化により様々な影響を受けた子供たちに対する学びの保障を第一に考えて取り組む、学習活動の重点化などを内容とする教育課程の編成の考え方を示し、最終学年以外の子ども達は、2年から3年間を見通して無理なく学習を取り戻せるよう特例を設ける、と共産党志位委員長に答えています。

実施できなかった授業や行事などの回復は、子どもたちの実態を踏まえて各学校で教育課程を自主的に編成し対応することが必要ではないのか。

コロナ感染を防ぐためには3密にならぬよう取り組まれています。1クラスの子どもたちの密集を防ぐには少人数学級が最適です。

文部科学省矢野和彦審議官、初等中等教育担当は、新日本婦人の会が行った文科省要請で、密になる教室や暑い中でのマスク着用などの不安に対して、20人学級の必要性は認識している。マスク着用は強制ではなく柔軟な対応を求める通知も出しているとしています。

町が計画を進める4つの小中学校を1校にする小中一貫義務教育学校は子供たちが密集し感染すると一気にクラスターが発生する可能性がある。義務教育学校は国が求める新しい生活様式や北海道が求める新北海道スタイルに逆行するものです。

今求められているのは災害発生時にコロナ感染から地域住民を守り避難場所となる、4つの小中学校の存続であり、クラスターを防ぎ3密から子供たちを守る新しい生活様式の少人数学級の実現ではありませんか。

また、町が進める義務教育学校の推進ではないと考えますが所見を伺います。

【答 弁】

教育長：

コロナ対策で新しい生活様式が求められる学校運営では小中一貫義務教育学校は危険について、14項目のご質問であります。

1項めの、安倍総理からの学校の長期休業の要請を受けて教育委員会はそのような検討を行い、臨時休業の対応をとったのかと、3項めの、教育委員会が要請を受けて小中学校の休業を受け入れた根拠となるものについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、新型コロナウイルス感染症の全国的、さらには北海道内での感染拡大の状況から、児童生徒の健康と安全を第一に考え、感染リスクの低減を図るため、国の感染症の専門家会議の提言や、北海道、北海道教育庁などの意見、要請などを参考として、町内各小中学校校長による臨時校長会を開催し、学校現場の意見を伺いながら、臨時休業による児童生徒に対する学習面や生活面に与える影響なども合わせて協議検討を行い、臨時休業としたものであります。

2項めは、安倍総理の臨時休業要請は、越権行為となるのではないかについてであります。

感染症対策のための臨時休業につきましては、学校保健安全法第20条に基づき、教育委員会及び学校長が決定するものであり、内閣総理大臣からの要請につきましては、強制力があるものではないため、越権行為にはあたらないものと考えております。

4項めの、今定例会に議件として提案された報告第1号の専決処分と補正予算で提出した事業内容と、こうした機器を活用してどのような教育を取り組んでいくのかと、6項めの、全ての子ども達に豊かな学びを保障するために有効なICTの活用方法の追求が必要と思うがいかがですかについては関連がありますので、併せてお答えいたします。

専決処分及び補正予算として提出いたしました事業につきましては、今年度から計画的に整備を行う予定であった、小中学校通信ネットワーク環境整備を、感染症対策として臨時休業を決定した場合の児童生徒の学習の保障に必要となることから前倒しして、タブレット型端末516台の購入や小中学校内の配線工事などを行うものであります。

今後は、通常の授業の中で、このタブレット型端末を使用して、コンピュータでの文字入力や情報収集の基本的な操作を習得するための学習を行い、各教科の中で使用するとともに、コンピュータによるプログラミングを体験しながら論理的思考力を身につける学習活動も行ってまいります。

さらに、今後新型コロナウイルス感染症などにより臨時休業が行われ、長期にわたった場合などには通信ネットワークを利用し、在宅学習にも活用ができる環境となります。

有効なICTの活用につきましては、活用する教職員の学校における研修を積極的に実施し、先進地の事例などのICTによる授業の進め方を参考に、子ども達の学びの保障につながるよう教職員と教育委員会が情報共有し、ICTの活用について連携してまいります。

5項めは、オンラインでの家庭学習を前提とした教育課程の編成では、多くの子ども達を切り捨てることにつながるのではありませんかについてであります。

小学校学習指導要領では、オンラインによる家庭学習を前提とした教育課程の編成をすることにはなっておりませんが、教育課程を編成する際は、学校での授業

が主体となっていることから、子ども達を切り捨てることにつながるものではないものと考えております。

7項めの、今後、長期間にわたる感染症対策が求められることとなりますが、学校における安全な環境を整える対策はどのような事を考えていますかと、8項めの、保健室の対応マニュアルの作成、発熱等感染が疑われる子ども達を待機隔離する場所の確保については関連がありますので、併せてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の学校での対策につきましては、現在、令和2年5月22日付けで文部科学省から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式に沿って、教室内での身体的距離の確保や、学校職員による校内の消毒、定期的な換気などを行っており、教育委員会といたしましては、学校現場からの意見などを参考に、町独自の、学校での新型コロナウイルス感染症対応マニュアルの作成を進めており、保健室の対応につきましても、その中に盛り込んでいくところであります。

また、発熱等感染が疑われる児童生徒につきましては、すぐに保護者へ連絡し帰宅させることとなりますが、保護者への引き渡しまでの間は、保健室または空き教室などで待機させ、他の児童生徒や学校職員と接触しないよう配慮するとともに、対応する職員を最低限にとどめ、感染リスクの低減に努めてまいります。

9項めは、職員室での3つの密を防ぐ手立てとして可能な限り教職員の在宅勤務、テレワーク、自宅での研修が可能となるよう体制を確立することが求められるのではないかについてであります。

教職員の感染防止対策として、本年4月23日に新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業期間等における岩内町立学校職員の在宅勤務実施要領を策定いたしました。

これにより、21名の学校職員が本年度の臨時休業期間に在宅勤務を行っており、今後、感染症拡大防止対策として、臨時休業を決定することとなった場合にも、学校職員の健康を守る体制が確立できていると考えております。

10項めは、家計収入急減家庭に対し、就学援助等の認定を年度途中でも柔軟に対応するなどの援助はとられているのかについてであります。

現在、就学援助の認定につきましては、前年度の所得等を基準にしており、年度途中での申請は受け付けているものの、家計収入急減家庭に対する援助は実施していない状況であります。

今後につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入減となった家庭の収入基準認定など、様々な問題等があることから、近隣町村の動向なども参考とし、検討してまいります。

11項めの、臨時休業による教育課程編成が行われますが、不足分の時数回復のため機械的に授業の詰め込みが行われる恐れがありますが、どのような教育課程の編成を考えていますかと、12項めの、実施できなかった授業や行事などの回復は、子ども達の実態を踏まえて各学校で教育課程を自主的に編成し、対応することが必要ではないのかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

教育課程につきましては、臨時休業により実施することのできなかった授業時数や行事のための時間を確保し、無理なく学習を取り戻せるよう、各小中学校におきまして、夏と冬の長期休業期間の短縮や行事内容の見直しなどを行い、児童生徒に過度な負担とならないよう配慮した編成を行っております。

13項めの、いま求められているのは、災害発生時にコロナ感染から地域住

民を守り、避難場所となる4つの小中学校の存続であり、クラスターを防ぎ3密から子供たちを守る新しい生活様式の少人数学級ではありませんかと、14項めの、町が進める義務教育学校の推進ではないと考えますが所見については関連がありますので、併せてお答えいたします。

令和2年5月22日付けで、文部科学省から示された学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式では、密集の回避として、児童生徒に関する座席配置及び間隔については、1メートルを目安に、学級内で最大限間隔を取るよう示されており、町内の小中学校においても、国のマニュアルに示された内容を実施しているところであります。

こうしたことから、ウイルス等による感染症拡大を防ぐことと、少人数学級の推進は関連がないものと考えております。

また、施設一体型義務教育学校につきましては、先進地の成果などから、児童生徒に対して充実した教育活動や生活指導を最大限に展開することが期待できる学校施設形態として、本町への導入を推進しているところであります。

こうしたことから、教育委員会といたしましては、施設一体型義務教育学校の実現に向け、感染症対策なども含めた、ハード面及びソフト面などの検討を推進してまいります。

いずれにいたしましても、新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、子ども達や学校職員などの安全安心を第一に考え、衛生管理を徹底し、感染症対策に努めてまいります。

< 再 質 問 >

文科省から示された、学校の新しい生活様式は座席配置及び間隔は1メートルを目安で、学級内で最大限の間隔を取るよう国のマニュアル通り実施しているとしました。国が示す教室は8.3メートル四方で、40人学級では105センチです。20人学級で210センチですから、105センチで子供たちが移動したりするなら、国基準の105センチは保たれないのではないのですか。

避難場所としての4つの小中学校の存続には答えていないがどう対応するのですか。

子どもたちの実態から出発し、詰め込みではない柔軟な教育が大切です。例年通りの授業をしようと、土曜授業や、夏休み、学校行事の大幅削減、7時間授業など過剰な詰め込みで子供たちに新たなストレスを与えることの無い教育編成が求められていると指摘しておきます。以上、答弁を求めます。

【答 弁】

教育長：

文部科学省から示された学校の新しい生活様式では、教室は8.3メートル四方で、40人学級では105センチメートルです。20人学級で210センチメートルです。105センチメートルで子ども達が移動したりすれば、国基準の105センチメートルは保たれないのでは、についてであります。

文部科学省の衛生管理マニュアルによると、施設等の制約から距離を確保できない場合は、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことにより、3密を避けるよう努めることとしており、学校においては、このような対応を実施しております。